



船員を計画的に雇用して、育成する内航海運事業者を支援します。

「日本船舶・船員確保計画」 申請の手引き (令和5年度計画開始申請用)

制度の概要を知りたい! ▶ P1

まずは計画を作成しましょう! ▶ P2

電子メールでワンクリック申請! ▶ P3

運輸局等に相談したい! ▶ P4



国土交通省
海事局船員政策課

制度概要・スケジュール

🏠 目的

内航船員の不足や高齢化に対応し、海上運送法と国の基本方針に基づき、計画を作成し、若年船員の確保・育成に自発的に取り組む船舶運航事業者等を、国が、助成金により支援し、安定輸送の確保を図ることを目的としています。

🏠 「日本船舶・船員確保計画」の認定制度

海上運送法に基づき、船舶運航事業者等が、内航船員の確保・育成の内容や、資金の調達方法等についての計画を作成し、国土交通大臣が当該計画を審査・認定します。

🏠 「船員計画雇用促進助成金」の交付

上記の認定事業者が、当該計画に従って船員未経験者を運航要員として雇用し、訓練した場合に、国が、予算の範囲内で、一定額の助成金を交付します。

【参考】認定事業者のための助成金

認定事業者の方は、国の助成金以外にも、海運団体から支援を受けることができる場合がありますので、各団体までお問合せください。

- 公益財団法人日本船員雇用促進センター（SECOJ）：「船員計画雇用促進支援助成金」
- 内航海運組合総連合会：「内航貨物船計画雇用促進助成制度」

🏠 申請等のスケジュール



各手続きの概要(1)

日本船舶・船員確保計画関連

船員計画雇用促進助成金を受給するための基礎となる手続きですので、お忘れのないように！

1. 日本船舶・船員確保計画の認定申請

- 概要** 「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を申請してください。
- 対象者** 海上運送法上の船舶運航事業者等
- 提出締切** 計画期間の開始日の1ヶ月前（※3月1日）
- 提出先** 申請者の主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局等
- 提出書類** 計画認定申請書（計画認定エクセル様式「1. 計画認定申請書」シート）
 定款
 登記事項証明書（スキャンデータ可 ※必要に応じ、原本提出を求める場合があります。）
 事業報告（最新年度のもの）
 貸借対照表（ // ）
 損益計算書（ // ）
- 提出方法** 電子データの送付

2. 日本船舶・船員確保計画の実施状況報告

- 概要** 毎年度、「日本船舶・船員確保計画」の実施状況※を作成し、国土交通大臣に報告してください。
※船員計画雇用促進助成金を受給しなかった年度でも、毎年報告が必要です。
- 対象者** 「日本船舶・船員確保計画」の認定事業者
- 提出締切** 計画実施年度の翌年4月30日まで
- 提出先** 申請者の主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局等
- 提出書類** 実施状況報告書（計画認定エクセル様式「2. 実施状況報告書」シート）
 報告書に記載する日本船舶について、報告に係る認定計画の計画期間内において他人が作成する日本船舶・船員確保計画及びその実施状況に関する報告書に記載されないことを証する書類（船舶所有者と認定事業者との間の合意書）
（スキャンデータ可 ※必要に応じ、原本提出を求める場合があります。）
 毎年度末時点における助成金の支給対象者の在職・離職の別及び離職後の状況を、在職状況欄に記載した在職状況報告書
（計画認定エクセル様式「2-2. 所要経費調書（在職状況報告書）」シート）
※受理がされない場合、船員計画雇用促進助成金が不交付となることがあります。
- 提出方法** 電子データの送付
- 留意事項** 実施状況報告の内容を踏まえ検討した結果、次年度以降の採用計画や訓練計画等を見直す場合は、下記の「日本船舶・船員確保計画」の変更の認定を申請してください。

3. 日本船舶・船員確保計画の変更の認定申請

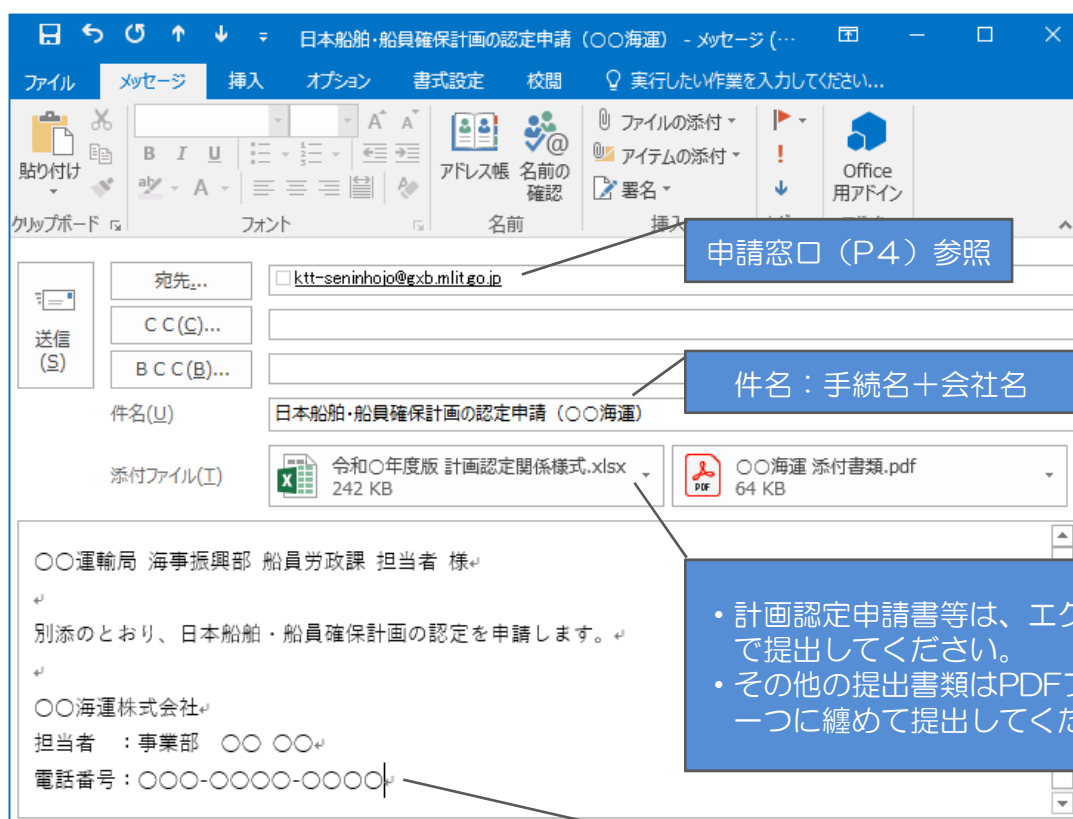
- 概要** 計画実施年度以降※の船員未経験者の採用数など、すでに認定を受けた「日本船舶・船員確保計画」の記載事項を変更しようとするときは、再度、国土交通大臣の認定を申請してください。
※上記により、計画の実施状況を報告済の年度についての変更申請は不要です。
- 対象者** 「日本船舶・船員確保計画」の認定事業者
- 提出時期** 随時受付（ただし、変更しようとする計画の開始日の1ヶ月前まで）
- 提出先** 申請者の主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局等
- 提出書類** 変更認定申請書（計画認定エクセル様式「3. 変更認定申請書」シート）
 新旧表（計画認定エクセル様式「3-2. 新旧表」シート）
- 提出方法** 電子データの送付

各手続きの概要(2)

電子メールによる申請・報告の手順

「日本船舶・船員確保計画」及び「船員計画雇用促進助成金」関連の申請・報告は、原則として、**電子メールにより、各地方運輸局等へ提出**してください。

1. 各申請書類のエクセル様式をダウンロードの上、必要事項を入力してください。
http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000011.html
2. 各地方運輸局等への**メール件名は、各手続きの名称と会社名**としてください。
例：日本船舶・船員確保計画の認定申請（〇〇海運）
3. **メール本文には、必ず、担当者名と連絡先の電話番号を記載**してください。
4. 各地方運輸局から、メール送信者あてに、提出書類を受理した旨を返信します。
5営業日を経過しても返信がない場合は、メール不着も考えられますので、お電話により、お問合せください。
5. 提出書類に不備がある場合、メール又は電話にてご案内します。



運輸局等からの連絡を受ける
担当者名+連絡先

相談・申請等の窓口

| 各運輸局等の窓口 | 住所 | 電話番号 | 申請用メールアドレス |
|---------------------------|---|--------------|--|
| 北海道運輸局 海事振興部 船員労政課 | 〒060-0042 札幌市中央区大通西10 (札幌第2合同庁舎) | 011-290-1014 | hkt-anteigyomu@gxb.mlit.go.jp |
| 東北運輸局 海事振興部 船員労政課 | 〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 (仙台第4合同庁舎) | 022-791-7525 | tht-seninrousei@gxb.mlit.go.jp |
| 関東運輸局 海事振興部 船員労政課 | 〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 (横浜第2合同庁舎) | 045-211-7231 | ktt-seninhojo@gxb.mlit.go.jp |
| 北陸信越運輸局 海事部 船員労政課 | 〒950-8537 新潟市中央区美咲町1-2-1 (新潟美咲合同庁舎2号館) | 025-285-9157 | hrt-seninhojo@gxb.mlit.go.jp |
| 中部運輸局 海事振興部 船員労政課 | 〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 (名古屋合同庁舎1号館) | 052-952-8028 | cbt-seninhojo@gxb.mlit.go.jp |
| 近畿運輸局 海事振興部 船員労政課 | 〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 (大阪合同庁舎4号館) | 06-6949-6435 | kkt-seninhojo@gxb.mlit.go.jp |
| 神戸運輸監理部 海事振興部 船員労政課 | 〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 (神戸第2地方合同庁舎) | 078-321-3149 | kbm-seninhojo@gxb.mlit.go.jp |
| 中国運輸局 海事振興部 船員労政課 | 〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 (広島合同庁舎4号館) | 082-228-3692 | cgt-seninhojo@gxb.mlit.go.jp |
| 四国運輸局 海事振興部 船員労政課 | 〒760-0019 高松市サンポート3-33 (高松サンポート合同庁舎南館) | 087-802-6817 | skt-seninhojo@gxb.mlit.go.jp |
| 九州運輸局 海事振興部 船員労政課 | 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎新館) | 092-472-3159 | gst-kyushu-rouseika@mlit.go.jp |
| 沖縄総合事務局 運輸部 船舶船員課 | 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎2号館) | 098-866-1838 | senintoukei.a9s@ogb.cao.go.jp |

本手引きは、あくまでもイメージを掴んでいただくためのものです。
ご不明な点等ありましたら、最寄りの地方運輸局等へご相談ください。